

開発するのにはもう少しあれを集積して有効に使おうじゃないかといふのでござりますが、今度の場合はそれとは逆に、むしろそういう専門職の人を養成しようじゃないか。そして技術のわからぬ各市町村を指導していくうまいかといふのでございまして、私は必ずこれは行政面において相当の効果がある。いま建設省でも一生懸命やつていていますが、建設省の及ばない範囲が教育問題題ではあるわけでござります。私は教育問題について、建設省で建設大学はござりますから、ひとつ建設大学で養成してみようじゃないかということを考えたわけでござります。しかし、建設大学といいましても、それに教員の養成とか、国家公務員の受けれる制約がいろいろたくさんあるのですございまして、やはり新しい組織をつくってやつたのは、ほんがいいのじやないかということとござりますので、どうぞひとつその辺御了承賜わりたい、かのように思うのでござります。

中では初めてのケースです。おりおりいわれるのをございますが、役人というのはどうも遊び過ぎておる。遊ぶ時間が多い。忙しいときには仕事が忙しけれども。だからひとつ機動的に、役人を議論がおりおり民間からも出されております。しかしそれがいままでできなかつた。それを、形は違つていますが、そういう形で今度これをやるうとするわけです。その効果といふものがはたしてできるかできぬか、これは大きな注目されるところだらうと私は思う。そこで、今までの行政機構と違つた形の、今までなかつたシステムをここに導入して下水道の事業をやろうというのでござりますから、よほど確信がなければできないのじやないか、私はこのように思うのです。それと同時に、その点につきましての確信の根拠をお示し願いたいというのが一つ。

引き受けるのでございまして、ことに流域下水道等は今後盛んになっていきますので、その場合にやはり第三者の立場でなるべく早く進むようにならぬ頭をとつてまいりたい。技術者をブルーすると、いつておりますが、それはある程度の技術者でございまして、だんだん技術者が多くなつてくれば、その養成された技術者は各地方公共団体にばらまくといふようなことも考へなければならぬと思つております。この方法に到達するまでには私もいろいろな方面で相当に考へてみたわけでござります。考へてみたわけでござりますが、この程度でやつたほうが効果があがるだらうというふうなことであります。

いま的地方公共団体にまかせておれば、同じ企を使つても水質保全からいって十分なことができぬだらう。御案内のとおり、現在処理をやつております。一次処理、二次処理をやつております。二次処理をやつておるところも、出てくる水は必ずしも同じものではございません、やり方によつては。どこも一次処理をやつておりますけれども、出てくる水は、やはりあるところは P.P.M. で 10 のところもある。あるところは P.P.M. で 20 のところもあって、そのやり方の点について非常に違うからでござります。しかも、終末処理場のあとで始末といいますが利用のしかた、これを公聴にすることなどとからんとかいうような指導の面、いろいろな点がたくさんあると私は思つのでござります。したがつて、あなたがおっしゃるように、だいぶ新しい機構だから、らまくいくかといふ御心配はもつともでござりまするが、必ず成功させたい、また成功させなければならぬ。しかも今回、第二次の五ヵ年計画、第三次、第四次も続いていかなければならぬということを考えますれば、急がはれで、十分自信のある技術者を養成したほうがいいのだという結論に達してお願いを申し上げておる次第でございます。

業を完遂しなければならないということはだれも思はず同じだと思います。そこで、そのやり方についてこういううセンターではたしていいのだろうか。これはいままでの行政機關におきましていろいろいろいろなケースは考えられたと思うのです。しかし、いろいろなケースについても障害があつてできなかつたと思う。行政効果の面において、はたしてできるだらうかという疑問を持つてきたと思うのです。ところがこういうようなセンターをおつくりになる。つくるけれども、これについての十分な自信というものがなければならない。こういうものをつくることによっていかなる利点があるか、その点を私はお伺いしておるのである。大臣でなくして局長だけつこうでござりますが、この点いかがでござりますか。

○吉良政府委員 基本的にはたゞいま大臣からお答え申し上げましたとおりでありますものが、具体的に申し上げてみると、技術者といいますものが、絶対的に足らないということは、先生先刻よく御承知のとおりであります。基本的には技術者の養成なり、さかのばれば学校教育という面から取り組んでいかなければならない問題だと思います。一つセンターができるからといって、センター・オールマイティーでそういうものをカバーできるものではないと私は思います。しかし、当面各市町村が下水道事業に取り組んで建設に取りかかるなければならない。しかるに、これから水質環境基準等の関係で人口十万以下のような、河川の中上流に位するような都市が下流との関係で下水道に取り組んでいかなければならない。そういう際に、実態は技術スタッフが全く皆無のような市町村が多うございます。これをいかに援助してやるかということが、私どもがこういう制度を考えました発想の最も大きな点でございまして、やり方としては、大都市からそういうところへ技術者をあつせんすればいいじゃないかということが考えられます。しかしながら、公共団体その他のあつせんはなかなかうまくいきません。ことに、

派遣される職員が派遣先において将来にわたって仕事があるかどうかという点も非常に不安な点がございます等々から、こういった中核的な組織をつくつて、そこへ優秀な人をブールして、隨時派遣して、仕事のめどがつけばまた次のところに応援に行くというシステム、機動的に効率的に技術者を十分に活用していくという組織がやはりいまの情勢にこたえる道じゃないか。また公共団体側からも強くそういう要望等もございましたので、こういう制度を私どもは考えた次第であります。

○井上委員 私は、ただいまのお話はある程度了解はできます。技術者が不足である、こう言われますけれども、下水道の必要性が叫ばれましてからもうかれこれ十四・五年になると思うのです。そ

の間建設省はどうしていたんだ、こういうような

技術者が将来不足になるという見通しのもとに養成しておかなかつたことにつきましても、大きな疑問を持たざるを得ないのであります。

それはそれとしまして、たちまちの問題として足らない、これをいかにして補うかという手法と

してこういうことが行なわれたのであると思いま

す。そしてまた、技術者が各市町村に、いなかの

ほうへ出ていくについて、住宅事情の関係あるいはまた家庭関係からいって動きながらぬこともわ

かります。したがいまして、一時的に技術者のあつせんを行なって地方の仕事をやっていく着想

は、私ははなはだだけつこんだと思うでございま

す。しかしながら、受け入れる市町村の住民側に

とってみますと、中央のセンターから來た技術者

がその地方の事情といふものも知らず、あるいは

また地方の住民とのなじみもなくして、はたして

川滑に仕事ができるだらうか、画一的な仕事が行

なわれるんじやなかろうか、そこにはまた住民と

の間に摩擦も生じてくるんではなかろうか、この

ように考へられるわけでございます。そこらあたりの御配慮といふものはなされなければならぬ

いと思うのです。單に中央から派遣された技術者

だからといふので、住民感情を全く無視する、住

民の慣習を無視するというよくな計画の策定なり

あるいは事業の遂行であつてはならないと思うのであります。そこらあたりが、このセンターが成功するかしないかの大なりの境目じゃなかろうかと思います。これらについてのお考え方としては、一つには、大臣の監督下にはあるけれども、別個の人格としてセンターはありますので、國の方針と申しますよりはセンターの運営いかんに思つては変な方向に進みはしないか、そういうお方はあると思うのでござりますが、どうぞさいますか。

○西村国務大臣 それは公團あたりで仕事をする分野でもそういうことはあります、ことに今回

のこのセンターの従事員が地方に派遣される場合

等につきましては、中央においてよく監督をす

る、地方民とのトラブルが起らぬないようにとい

うことは十分注意しなければいかぬ。いかなる公

團にいたしましてもこの運営が問題ですが、ここ

の組織は新しい組織でござりますから、井上さん

のおっしゃるよう十分な注意をしなければなら

ないか、こういうようにも思われます。この点に

つきましてひとつ御指導を十分にやつていただき

たい、こう思つうわけであります。

それからいま一つの問題は、やはり補助金、起

債の面であります。とくに法律をつくるときには、法律といふのは、こういうこともいたしま

しょ、ああいうこともいたしましようといつ

て、大臣なりが国会においてお約束をなされる

が、一たんくられてみますとひとり歩きするの

が常でござります。したがいまして、こういうよ

う場合に相当のサセスジョンをする。しかも、こ

れは工事を請け負うといつても、いわゆる建設業

とり私の県のみじやなからうと思ひます。そこで

市役員をしてあつちこつち出張させて、見学さ

せたり、知識を聞き覚えて覚えさせて、だんだん

が、市長さんあたりと話しましても、どうすれば

いいんですかといふことが先なんですね。そこで

あつせんを行なって地方の仕事をやっていく着想

は、私ははなはだだけつこんだと思うでございま

す。しかしながら、受け入れる市町村の住民側に

とってみますと、中央のセンターから來た技術者

がその地方の事情といふものも知らず、あるいは

また地方の住民とのなじみもなくして、はたして

川滑に仕事ができるだらうか、画一的な仕事が行

なわれるんじやなかろうか、そこにはまた住民と

の間に摩擦も生じてくるんではなかろうか、この

ように考へられるわけでございます。そこらあ

たりの御配慮といふものはなされなければならない

いと思うのです。あなたはないとおっしゃいます

けれども、往々にしてそういう傾向が出てくる。

ここらあたりのチェックをどういうふうに考へら

れておるか。そこらはやはり考へなければならぬ

い問題だと思います。どうでござりますか。

○西村国務大臣 それは予算の配分の問題かと思

いますが、そういうことはあつてはなりません

におくれるとまた取り返しのつかない、何ともできません。そこらあたりが、このセンターが成り立つますか。そこらあたりには、やつぱり別にそれに専門にかかるセンサーをつくつて、全国的ににらんで、早目に派遣して、仕事のめどがつけばまた次のところに応援に行くというシステム、機動的に効率的に技術者を十分に活用していくという組織がやはりいまの情勢にこたえる道じゃないか。また公共団体側からも強くそういう要望等もございましたので、こういう制度を私どもは考えた次第であります。

○井上委員 私は、ただいまのお話はある程度了解はできます。技術者が不足である、こう言われますけれども、下水道の必要性が叫ばれましてからもうかれこれ十四・五年になると思うのです。そ

の間建設省はどうしていたんだ、こういうような技術者が将来不足になるという見通しのもとに養成しておかなかつたことにつきましても、大きな

疑問を持たざるを得ないのであります。

それはそれとしまして、たちまちの問題として

足らない、これをいかにして補うかという手法と

してこういうことが行なわれたのであると思いま

す。そしてまた、技術者が各市町村に、いなかの

ほうへ出ていくについて、住宅事情の関係あるい

はまた家庭関係からいって動きながらぬこともわ

かります。したがいまして、一時的に技術者のあつせんを行なって地方の仕事をやっていく着想

は、私ははなはだだけつこんだと思うでございま

す。しかしながら、受け入れる市町村の住民側に

とってみますと、中央のセンターから來た技術者

がその地方の事情といふものも知らず、あるいは

また地方の住民とのなじみもなくして、はたして

川滑に仕事ができるだらうか、画一的な仕事が行

なわれるんじやなかろうか、そこにはまた住民と

の間に摩擦も生じてくるんではなかろうか、この

ように考へられるわけでございます。そこらあ

たりの御配慮といふものはなされなければならない

いと思うのです。あなたはないとおっしゃいます

けれども、往々にしてそういう傾向が出てくる。

ここらあたりのチェックをどういうふうに考へら

れておるか。そこらはやはり考へなければならぬ

い問題だと思います。どうでござりますか。

○西村国務大臣 それは予算の配分の問題かと思

いますが、そういうことはあつてはなりません

し、またそういうことはさせません。それは自信

があります。

○井上委員 自信がありますとおっしゃられます

と、それ以上私は申しません。ともかく公正なる

行政をやられるよう、今後もきつい目を光らせて

成しておません。とかく國の言うとおりやれば

いいのだ、お國がこう言うのだ、お上がこう言う

のだと、地方の末端行政機関においては

押しつけられる傾向が非常に多い。このことをひ

とつ念頭に置いていただきたいとと思うでござい

ます。

それで、五力年計画について少しお尋ねいたし

たいのであります。今まで五力年計画は金額

の面において出されておりました、われわれの質

問に對して説明されるのは。そうではなくて、利益

者の面積を私らは知らしていただきたい。あるいは

幹線下水道が一体どれくらいできるのか、流域

下水道における面積がどういう面積がなされるの

か、この点をひとつお示し願いたいと思うので

あります。

そこで、この点をひつお示し願いたいと思うので

あります。

○西村国務大臣 共事業費は御承知のように金額の単価が高くなつておりますので、予定しておる事業ができないと

いうような傾向も見えると思うのです。したがい

まして、私は、五力年計画のときなんかは、金額

は申すに及ばず、一体五力年計画において面積は

大体どれくらいあるんだ、こういうことを明確に

していただきたい、その結果がどうであつたか、これ

れを私どもに知らしていただきなければならない

と思うのです。この点いかがでござりますか。

○西村国務大臣 当然の御質問でございます。いま一応はその予算で五力年計画をやり、それには

事業費を積み上げてやる。多少の狂いはできます

けれども、この金でやる。終末処理場はおおよそ

何カ所、管渠はおおよそこれくらいといふことは

当然持つておつて、それはこらで積み上げてや

ります。

○西村国務大臣 何よりも金を計算しておる。これは政府委員から説明

させます。

しては、御指摘のように計画の内容としましては、事実の如く、一つ一つの具体的な事項を記載する

当業の管というものをきめております。当業の量といいますものは、各下水道の区別に応じまして、管渠でありますならばどの管渠の延長、それから処理能力人口といいうようなものでもって事業量を明示いたしております。これによりまして

の職員が公務員法の適用を受ける、これ自体につきましては私は大きな疑問を持たざるを得ないのではあります、この点につきましては先般衆院の議員から指摘がございましたので、やめておきたいと存ります。

との程度の下水道が整備されるかということは参考資料におきまして、市街地面積に対し下水道によりまして処理区域面積と申しますか、その割合といふものが人体どの程度まで普及されるかといふことが表示しております。普及率と私ども書つておりますものはそのことでございまして、いまの処理区域面積の普及率、つまり五万年計画の最終年次におきますところの市街地面積に対しましての下水道の普及率といいますものが、昭和二十三年二月三日現在でござります。

四十五年度末におきましては二三・八%をおおむねまでに四十五年石川おおむねまでに三三・八%をおおむねまでにます。これを三三・八%までに高めるべく所要の下水道整備をやっていく。その投資額を四十五年価格でも、と算するならば北九千億でござります。

す。こういう五カ年計画の内容でござります。
○井上委員 私は、五カ年計画すべてにわたつて、長閑計画にわたりましては金額と同時にやはり事業量といふものも明確にする必要があると思ふ。

うのです。とかく金額ばかり大きく述べて、事業家といふものがどうも陰に隠れておるようですが、ざいます。この点ひとつ国民にわかるような説明のしかたをやられることを強く望んでおきます。

続きまして、この職員でございますが、せん
だつても他の委員からいろいろ質問されておつた
ようであります。これが公務員法の適用を、いま
までの公團、公社の職員と同じような性格にして

しまうわけでござりますが、こころあたりに、先日も阿部委員からも質問がなされましたように、公社、公団の人事管理、というもののと、国の職員、地方職員との間の問題が多々あると思うのであります。現在国家公務員法が、御承知のように法自体につきましても問題が提起せられておるわけで

せんが、その点は御了解をいただいて御答弁をうた
ただきたいと思います。

きましたらその資料を、後ほどだけ
らお渡しをいただきたいと思ひます。

御承知のとおりに、第六十五国会において、昭和四十六年度を初年度とする一兆六千億の投資を伴つた下水道整備緊急措置法の一部を改正しておるわけであります。この昭和四十六年度がいよいよ終わらうとしておるわけでありますが、事務

実は、この下水道の整備計画をめぐって、自治体と住民との間にトラブルが非常に多いのですね。その内容をいろいろと調べてみましたところが、一番問題になるのが受益者負担の制度であります。この受益者負担の制度も、御承知のよう

当局のほうでは、順調なスタートを切つておると
いうふうに判断をしておられるのか、計画どおり
に初年度は進行しておると判断をしておられるの
か。その点は前もってお話ををしておきましたから
おそらく資料ができると思うのですが、金額
が消化されたという百分率ではなくて、実態
として工事の進捗状況について御提出をいただき
たい、その点について御答弁をいただきたいと思
います。

に、投資額の三分の一を負担させる。五分の一を負担させる。それぞれの地方自治団体において、三分の一、五分の一という幅があるわけですね。これがいま非常に大きな問題になってきておるのであります。実は、ある市でありますけれども、未整備地区に対しても自治体が下水道工事をしようという提案をいたしますと、この受益者負担金は納めることができない、お断わりをいたします。こういうわけですね。なぜ受益者負担金を断わるかという

○吉井政府委員 五十九年四月の通報状況に鑑みて、事業量はどうなつてゐるかといふお尋ねでござりますが、四十六年度末におきまして、事業量で申し上げますならば、四十六年度末の市街地面積が六千四百五十四平方キロでござりまして、

と、すでに市の固有事務として、受益者負担なしで公共下水道ができ上がつておる、部分的であるけれども現実的に公共下水道が受益者負担なしで過去につくられておる。ところが今度こちらのほ

れに対しまして四十六年度の投資額によりまして整備されますところの排水面積が千六百四平方キロでございます。なお参考までに、投資額は三千七百三十八億でございます。したがいましてこ

あるにかゝって、制しくなつて、ここには受益者負担がある。均衡を失するのではないかという意見が一つある。もう一つの意見は、受益者負担を取つておらなかつた既存のところに対しても同じじうに受益者負担を割り当てる、地ならしをして割り

れによりますと普及率が二四・九%、こういうことになります。五ヵ年計画の発足のときには、十五年度末で二二・八%、こういうことを申し上げてまいりますが、それが二四・九%の普

当てるのだ。こういう問題を自治体が自主的な立場で提起をして、受益者負担を納めておらないところが、何でいまさらになっておれたちが受益者負担を納める必要があるかということでトラブル

及率にアップされる。なお、五ヵ年計画に対する進捗率を申し上げます、ならば一五%の進捗率であります。四十六年度は御案内のとおり補正予算が相当大幅に組み込まれました関係上、私どもが当

があることが一つの問題点なんですね。しかも、ある市町村で調査をしてみたところが、受益者負担は三分の一というふうにおれのところは自治体が提案したが、あるところに行つたら五分の一の

○松浦(利)委員　いま事務局のはうから、予想以上の進捗状況を保てた、こういう御答弁があつたわけであります。その点は事務局の答弁として一応そのまま受け取れたいと思います。ただ、で
初予想した以上の事業の進捗が期待できたといふうに思つております。

受益者負担で済んでおるじゃないか、なぜおれのところだけ三分の一にするのか、そり いうことで、極端にいいますと市民との間のコンセンサスを得られないまま、なかなか計画できないという現実が一方にあるわけですね。そういう事実について事務当局のほうは把握しておられますか。も

○亀山委員長 次は、松浦君。

1

○松浦(禾穀)
臣は途中で所用で出られるそうであります。が、どうぞ時間が来ましたら離席していただいてけつゝうでありますから、あらかじめ申し上げておきま
す。

もうそれぞれ各委員の方が御質問なさつておる
と思いますので、私のほうは重複するかもしません

し把握しておられるとすれば、こうしたトラブルについてどういう行政指導によつてこれを解決しようとしておられるのか。その二点についてお尋ねしたいと思います。

○吉恭政府委員 下水道事業の関係で、事業遂行上受益者負担金という制度がいろいろ地方によつて問題になつておりますことは私どもも承知いたしております。この制度のそもそもの考え方といいますのはたびたび申し上げてきておるところでござりますが、いま御指摘の三分の一ないし五分の一といいますのは、当該公共団体の財政力の關係がござりますので、公共団体が地方負担をいたします費用の一部を、下水道事業の特殊性から、特定の受益に対しまして応分の負担を住民から仰ぐという考え方でございます。実際には大体總事業費の一割ないし一割五分程度が住民負担、受益負担といふかこうになっております。この制度の可否につきましてはいろいろ議論がござります。私どもたびたび申し上げておりますように、今後下水道整備の全体の財源構成との関係において検討を加えてまいりたいとは思つております。

しゃいましたように、やはりどうしても目に付くところをやりたがるわけです。そこで地下のこのことが非常に都市はお留守になつて、今日のこの不合理な、不経済な仕事をやらざるを得ないようになつておるんです。したがいまして、過去のことほしようがございませんが、やはり道路とも密接な関係がございますので、この辺の調和は十分にござります。したがいまして、過去のことほしようがございませんが、やはり道路とも密接な関係がござりますので、この辺の調和は十分年計画で相当に私は、前の建設大臣のときはがんばつたのですが、そのときは九千三百億円であったのです。それが今度は二倍以上の二兆何千億円ということに達したのは、やはり世論が、国民がようやく下水道の必要性を認めたからでござりますして、おそらく非常にけつこうなことです。しかし、が、いま申しましては、道路は舗装しておる、掘り返してやらなければならぬ、これはたいへん手骨の仕事でござりますけれども、これはどうしてもやむを得ないわけでござります。しかしながらさらく新しく造もうということは、十分道路のこととも考えて、これは一緒に進まなければならぬことは当然でございます。その他、今度はまたガス管、ガスの輸送問題でいろいろ道路と密接な関係もある仕事が出てきます。あなたの仕事はやらなければならぬということは考えておる次第でござります。

○松浦(利)委員 この問題は、口では非常にきれいに簡単に言えるのですけれども、私はやはり道路局と都市局でも非常に調整がむずかしいと思うのです。しかも、下水道工事は主導を地方自治体が握りますから、そういう意味から非常に調和といふ結果的につまずきが起こりますので、大臣がこれをこの五ヵ年間のスタートで明確にしておかないと、非常にむずかしいことになりますが、そのことをいま言わされましたように、むずかしければむずかしいだけに、その調和について部内で意見の統

一、意思の統一をして、ぜひ、道路もよくなる、下水道も進む、そういう方向へ行政を進めていただきたいということを、希望として申し上げておきたいと思うのです。

それから次に、六十四国会の附帯決議があるんです。六十四国会の下水道法の一帯改正が通つたときの附帯決議があるわけですが、この附帯決議では、御承知のように公共下水道、流域下水道、都市下水路についての負担率を大幅に引き上げると、いうものがありました。それから先ほど私が申し上げましたように、受益者負担金制度の問題あるいは使用料の問題、こういったものについての検討を加えたらどうかという等の四項目の附帯決議がなされております。大臣のほうでは、この附帯決議については尊重するといふ御答弁になつておつたわけであります。残念ながら昭和四十七年度の予算においてはこの附帯決議がそのまま生かされておるとは思われません。だとすると、緊急整備法のこの五カ年間でこの附帯決議をどのように実現しようとする計画があるのかないのか。あればどういうふうに手だてをしようとしておられるのか、その点をひとつ事務当局のほうからお聞かせいただきたい。また大臣のほうで政策的な意味もあれば、大臣のほうから御答弁をいただきたいと思います。

当局と交渉いたしたたかい、かように存じております。受益者負担金の問題につきましては、先刻お答えをいたしましたとおりございまして、まあそういう関連拡充とのからみがございますので、そういうふうに検討していくべきな、かのように思います。

○松浦(利)委員 大臣、私はやはり原則的な問題があると思うのです。下水道法の一部改正をことわりましたときに、これは満場一致でございました。それで附帯決議を出した。ところがその附帯決議も満場一致。しかも大臣から、御趣旨に沿って積極的に検討を加えるという趣旨の御答弁がありました。それで附帯決議を出しました。ところが、いま事務当局のお話を聞きますと、実質的には次の五ヵ年計画ですね。あるいはこの第三次五ヵ年計画の改定画があるのかないのか、これは経過を見てみなければわからぬのですが、そういった際に検討を加えたい、こういうことなのです。そのことは極端にいうと、下水道法一部改正のときの附帯決議と、いうのは、ただ単なる形式的な附帯決議だったということにしかならないわけですね。きょう私の手元に、下水道事業センター法案に対する附帯決議案というのがいま来ておるわけです。こんな附帯決議をしたって、こんなもの意味ないじゃないかといったようなことに結果的に進むわけですね。附帯決議の意味において、附帯決議というのは尊重するというたてまえで、実効があるといふことで大臣から御答弁があつたと私は思うのです。だからそういう意味では、附帯決議について少なうとも大臣が御発言なさつたことは公式的な発言だ、みんなそぞろ受け取るのです。これはまだ出されておりませんから、大臣はこのことについて附帯決議を尊重するとはまだ言つておらないのです。が、前の下水道法一部改正のときに、附帯決議をいと思う。これはいまの大臣の発言じやありません

○西村国務大臣 それは私の発言でなくとも、委員会でそういう附帯決議が決定されたものならば、委員会の意思を尊重して、附帯決議を尊重するのには当然でございます。いま聞きますと、当時の附帯決議は、補助率を引き上げなさい。建設省としては、私としては、補助率の引き上げ、補助対象の範囲の拡大、これについてはいつも力を注いでおります。いまの流域下水道の二分の一といふものは、前のはもと低かったと思いますが、流域に限つてそれを引き上げたのでございまして、大蔵省当局との折衝は、実は正直のところ本当に難儀したのでございます。流域下水道に対する二分の一の補助率は私は少ないとと思うのです、公共団体が急速にやるとすればたいへんな負担をしなければなりませんから。それから公共下水道は十分の四でございますが、これはまあまあと思ひます。流域だけは非常に金が要りますから、少なくとももう少し上げてもらいたいという希望を私は持っております。ことしは、私つまびらかにいたしませんが、終末処理場の対象範囲、補助の対象になる仕事、それも、範囲のとり方によつてこれしか補助しないよといふ大蔵省のやり方を、今までたわけでござります。これは今回の予算折衝のときにそなつたのでございまして、皆さん方がの附帯決議がつけば十分考慮する。これは委員会の決議でございますから、十分考慮するのはあたりまえでござります。今後ともこの補助金の引き上げの問題につきましては私としても十分考えたい、かように思つておる次第でございます。

の四から二分の一、都市下水につきましては三分の一を二分の一といふように、補助率のアップが実現を見ております。沖縄につきましては、これは流域下水道を、一般的の三分の一を三分の二といふことにいたしておりますし、また補助対象率は一〇〇%といふようなことも実現を見ております。それから、これから御提案を申し上げまして御審議いただく琵琶湖の関係につきましては、流域下水道は三分の二、公共下水道は十分の五・五といふことで、かなり国庫負担率の改善をはかるようになりますことになつております。そういう個別のものにつきましては、附帯決議の御趣旨に沿つて逐次努力を重ねてまいっております。その点、先刻御説明から漏れましたので補足して申し上げておきます。

おり、届け出られたとおり実施されておるかどうかが、ということについてペトロールを強化する、いろいろこととったたのですが、実際にペトロールが強化をされておるのかどうか。ペトロールを強化して、現実に基準以外の除害施設、届け出に違反をした除害施設というものが発見されたケースがあるかどうか、その点について、時間がありませんが、簡単にいいですから、ひとつお答えいたがたいと思うのです。

○吉兼政府委員　まずペトロールにつきましては、私ども、下水道法の施行以来、都市局長通達をもつまとして厳重にその水質管理の件について徹底ををはかるように指示をいたしております。その結果、具体的に六大都市につきましての調査の資料がございますが、四十六年度におきましてペトロールをいたしました工場数は、六大都市におきまして、これは累計になつておりますが、七十九百五十の工場、事業場を対象にいたしましてペトロールを実施いたしております。それからお尋ねの第二点の、届け出義務違反件数があつたかどうかということにつきましては、四十六年度に新しい処理区域になつて工場等の届け出を義務づけられた件数が五十五件でございまして、その五十五件について違反で罰則を適用した例は、六大都市に關しましては、私どもの調査では現在のことろまだございません。

○松浦(利)委員　勧告したことはあるでしよう。注意したことはあるでしよう。

○古賀政府委員　勧告なり注意はそのつどやつておるわけであります。

から、私はパトロールをもつともっと強化をして貰いたい。新聞等によるとしょっちゅうたれ流しの問題が出るのですね。ところが一つも網にかかるつてないんですよ。網にはかかってこないが、新聞のほうでは捕捉されておる。これでは、パトロールはやつたがどういうパトロールだつたか、しり抜けパトロールではないかという批判がまたぞろ建設省に向かってくるわけですから、そういう意味では、そいつたパトロールの強化ということをこの機会にもつと徹底的にやってもらいたいと私は思う。そういう意味でこれは要望ですから、まだ一年しか経過しておりませんけれども、私は実態について具体的なものについてはここでは申し上げません。また機会があつたときにいろいろ議論することにして、要するにパトロールを強化してもらいたい、そのことをきびしくやつてもらいたいということを申し上げておきたいと思います。

それから次に問題になりますのは、この法案の内容の前に、都市局関係予算説明資料、白パンですね、これに昭和四十七年度の下水道事業センターの資金計画の総括表が出ておるのです。これによりますと、政府の出資が一億円で地方団体の出資が一億円、二億円になっておりますね。そして全体の事業計画が十三億五百万円、こういう規模になつておるのでね。ところが、ここで私は非常にふしぎに思るのは、この出資金の地方自治体の一億円といふものについて、発足と同時に一億の出資金というものが集まる可能性があるのかどうかといふことが一つ疑問なんです。これは間違いないかどうか。

それからもう一つは、十三億五百万という初年度計画予算の中で繰り越される運用基金はわずかに五千万ですね。十三億五百万のうちの運用基金は五千万ですよ。この運用基金といふのは、これは下水道事業センターとして非常に大切な資金なんですね。当初発足で五千万という運用基金になつていますけれども、実際に運用基金といふのは、下水道センターで最高幾らまでを運用基金

としておるのか。これは白パンが出ておらなければ見ないのでされども、たまたま出てきたのと、その点についてどうなのか、ひとつ事務当局のほうでお聞かせをいただきたいというふうに思います。これが一つです。

それから、この法案の中でもう一つ問題になりますのは、センターが請け負うことになつてしますね。地方自治団体が行なう公共下水道を請け負うことになつていますね。それでは、それを受託する場合、どういう段階で受託するのか。具体的にいうと、公共下水道をAという市がやる。この場合には受益者負担金はこういろいろに取ります。あるいは三分の一の受益者負担金を取る、使用料はこれだけにしますという条例が通る。条例が通ると確実な財源になりますね。そういうた段階で受託が進むのか。それとも、もう計画段階で、地方自治団体の条例の整備とかそういうたことは一応全然考えずに、要するにあるAという都市で計画ができた段階でこういう委託事業といものが進むのか。どの段階で地方自治団体とセンターとの委託業務をするのか、これが二番目の質問の問題であります。

時間ががないから全部一括して言つてしまいますが、三番目の問題は、この下水道事業センターの役員ですね。役員に任命される者は賄利企業に携わつてはならない、そのことは当然だと思うのです。ただ問題になりますのは、ここが設計をし請け負って、どうせ下請に出すわけですから、その場合に当然下水道事業といふものに対する企業といふものが存在するのです。ですから、下水道事業を経験しあるいは過去にそういう事業に携わった者がこの下水道センターの役員になるための歴史があるのかないのか。それがないと——これはそういうことがあるかないか、実際てきてみなければわからぬのですが、自分が過去におつた会社にだけ利益が与えられる。全国的に下水道事業というのは広がっておりますから、全国的な規模でどんどん工事が行なわれております。建設事業と一緒ですから。そういう場合に、そういうふうに思

がこの役員になる歴どめがどこにあるのかという点が非常に疑問です。これが疑問点の一つです。

それからもう一つの疑問は、そういうことがあつてはいかぬのですが、市町村合併をされたとき——契約をしておつたAという都市が市町村合併によってBという都市に変わった場合、しかもその場合に、AとBというものは請負において金額が全然違う、受益者負担の層も違う、使用料も違う、こういった場合の返済ですね。立てかえてやつたのですから当然返してもらわなければいかぬわけですが、それについてはどういう歴どめをするのか。相手がおらなくなるのです。Aという市がなくなるわけですからね。それが新しい市に引き継がれるといらなら話はわかりますね。その場合は問題なく引き継がれます。ところがAとBとの間に公平の原則を欠いておつた場合が一番問題なんですよ。片方は五分の一、片方は三分の一だった。ところが五分の一のところは三分の一に上げるわけにいきませんね。そういう問題で条例の改正が行なわれて、三分の一が五分の一に下げられた場合、私は契約の変更というものが出てくると思うのです。そういった場合の歴どめといふのがどうなるのか。

そういった点、この法案について若干の疑問がありますので、その点について事務局のほうからお答えをいただきたいというふうに思います。

○吉兼政府委員 まず第一点の出資金、ことに地方出資はだいじょうぶかというお尋ねでござりますが、これは自治省とも非常に関係がござりますが、これは十分話を詰めていきたいと思つております。十分確保、御協力いただけるものと思つております。

それから第二点の運用基金が少ないのではないかという点でございますが、確かに四十七年度の資金はだいじょうぶと思つております。十分確保、御協力いただけるものと思つております。

それから合併云々の点につきましては、これもいろいろ点でございますが、確かに四十七年度の資金計画、事業計画の面におきまして少額であると思いますが、これにつきましては別途、公共団体

の補助金というものに期待いたしておりますし、月以降に発足するということを考えておりますのと、本年度に開しましては私は十分カバーできるという見通しを持っております。

次は、委託をどういう段階ですか、ことに受益者負担金との関係でトラブルが起らぬいかないようなお尋ねであったと思しますが、センターが公共団体と受託関係を結びますには、当然該市町村の議会の議決なり、そういう手続を経ましてセントーに工事委託を行なうといふことにならうと思います。その際に委託する工事資金といいますものは、当該年度分以上の分につきましては立てかえるといふことになりますけれども、これは公共団体の所定の手続を経てきめるものであります。その中の財源、つまり補助金、起債、それから受益者負担金、そういったような点は公共団体内部の問題でありますけれども、これは公共団体と、委託する、受託する、規模はこうのことであります。その地方公共団体は、過去に下水道事業に携わった経験のある者は入れてはいかぬと思うのです。絶対入れただらいですか、希望として申し上げておきますが、私はやはり、営利事業についてはならぬという条項は、これをいつまでも守らなければいかぬわけですから、その地方公共団体の間違は、内閣がどうだつたといふことがはつきりしておらず、むろん公共団体が委託する際には、その負担金関係がからんでおりました場合には当然そういう点を話し合つてきめればいいことだと思います。

それからもう一つの問題は、地方公共団体内部の問題だ、内部の問題だと言いますけれども、これは事、金のことですから、出した金は戻つてこなければいかぬわけですから、その地方公共団体の内部がどうだつたといふことがはつきりしておらず、契約はしてみたが金は返つてこないといふことで、セントーの事業そのものが停滞するわけです。

そういう意味では地方公共団体内部の問題だけでは済まされない問題でありますから、それは将来的問題として、もう時間がありませんから追及しません、ぜひ検討してください。そのことを申し上げて私の質問を終ります。(拍手)

○亀山委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

とおり可決すべきものと決しました。(拍手)

○亀山委員長 ただいま可決いたしました本案に付し、天野光晴君、阿部昭君、小川新一郎君、渡辺武三君及び浦井洋君から附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者天野光晴君から趣旨の説明を求ます。天野光晴君。

○天野(光)委員 ただいま議題となりました下水道事業セントー法案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

附帯決議の案文は、お手元に配付してあります。

御承知のとおり、本法案は、今日におけるわが

國の下水道整備の著しい立ちおくれに対処し、そ

の整備促進に寄与しようとする大きな使命を持つものであります。かかる使命を持った本法案によ

り設立される下水道事業セントーは、その目的の

重要性にかんがみ、本セントーの労使両者は、正

常な関係のもと、一体となって下水道整備の促進に当たり、その目的達成に邁進し、國民の要請に

こたえる必要があります。

また、終末処理場における下水の処理について

は、公害絶滅の見地より高度な処理技術が強く要

請されており、政府は処理技術の開発に対処する

体制を早急に確立する必要を痛感するものであります。(拍手)

以上が、下水道事業セントー法案に対し附帯決

議を付さんとする趣旨であります。委員各位の

御賛同をお願いいたしまして、趣旨の説明を終ります。

下水道事業セントー法案に対する附帯決議

(案) 政府は、本法の施行にあたり、次の事項につい

て特段の措置を講ずべきである。

○亀山委員長 起立総員。よつて、本案は原案の

附帯決議案に対する附帯決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

一、下水道事業センター職員の給与等の支給基準の決定にあたつては、正常な労使関係を保持するよう十分な考慮を払うこと。

二、下水道の終末処理場における処理の万全を期するため、処理方法等公害の発生を防止する技術開発に対する体制を早急に確立すること。

右決議する。

○龜山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議に対し、別に発言の申し出もございませんので、これより採決いたします。

〔賛成者起立〕

○龜山委員長 起立總員。よって、天野光晴君外四名提出のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、西村建設大臣より発言を求められておりますので、これを許します。西村建設大臣。

○西村建設大臣 本法案の御審議をお願いして以来、本委員会におかれましては熱心な御討議をいたさ、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。今後その趣旨を生かすようにつとめるとともに、全会一致をもつて決議されました附帯決議にましても、その趣旨を十分尊重し、今後その運用に万全を期して、各位の御期待に沿うようにする所存でございます。

ここに、本法案の審議を終るに際し、委員長はじめ委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、あいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

○龜山委員長 おはかりいたします。ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり]

○龜山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○龜山委員長 次に、内閣提出、河川法の一部を改正する法律案、内閣提出、特定多目的ダム法の一部を改正する法律案及び内閣提出、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

まず、本日本付託になりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取いたします。

なお、本法律案は参議院において修正されおりまして、その修正部分の趣旨についても、便宣建設政務次官より説明をお願いすることにいたしました。藤尾建設政務次官。

〔治水特別会計法の一部改正〕

1 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

2 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

3 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を改正する。

附則 第三条第一項中「昭和四十三年度」を「昭和四十七年度」に改める。

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

2 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のようにより改める。

附則に次の二条を加える。

第九条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第 号)による

改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業を初年度とする治山事業五箇年計画に規定する

既に施行したもの又は当該計画に係る同法第

二条の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付(昭和四十六年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十七年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越したものにより予算による補助金等の交付を含む)は、

それぞれ第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

昭和四十七年四月一日から施行する。

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（施行期日）
（参考）
（参考）
（参考）

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

（参考）
（参考）
（参考）

○藤尾政府委員 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、現行の治山治水緊急措置法に基づき、昭和四十三年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定し、これにより治山治水事業の計画的な実施を進めまいりました。

しかししながら、この間、国土の利用開発が著しく進展しました結果、山地及び大河川における災害の被害がきわめて深刻なものになるおそれが生じ、また都市近郊の山地及び中小河川の災害が頻発し、さらに各種用水需要が急激に増大しております。

このような情勢に対処するために、現行五カ年計画を改定し、新たな治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定することにより、これらの事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発をはかる必要があります。

以上がこの法律案を提出した理由であります

が、次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、ただいま申し上げましたとおり、現行の治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を改定して、新たに昭和四十七年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定することといたしました。

第二に、新たに治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画が策定されることとなるのに伴い、治山事業特別会計法及び治水特別会計法の所

治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るために、新たに昭和四十七年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国有林野事業特別会計法及び治水特別会計法の所

要の改正をすることといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、本法律案に対しまして参議院において加えられました修正の趣旨を御説明申し上げます。

政府原案におきましては、この法律は昭和四十七年四月一日から施行することとしておりました。が、公布の日から施行することと改めるものでございます。

○亀山委員長 以上で、提案理由の説明並びに参議院における修正部分の説明は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、来たる十九日水曜日前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時一分散会